

# 公益認定申請及び公益法人の運営等に関する 無料相談会（令和7年度第14回・内閣府主催事業）

オンライン  
開催

- ※ 本年度相談会は、対面方式を8回（東京都3回、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県各1回）、オンライン方式を7回、計15回の開催を計画し、このうち計13回が終了（募集終了を含む）しました。
- ※ 今年度は今回のほか、今後オンライン方式を1回（3月4日）開催します。
- ※ 今年度の開催予定については、公益法人協会HPトップページ「新着情報」に掲載しております。



【開催日】2026年2月17日（火）

①13:00～、②14:00～、③15:00～、④16:00～（各50分）

【相談員】内閣府委嘱相談員（法律・会計の専門家）

- ◎ オンラインミーティング用ツールZoomを使用します。（パソコンへのZoomアプリのダウンロードが必要です。）
- ◎ 当日のご参加（接続）は、法人にてご用意いただいたパソコン1台（カメラ・マイク付）に限らせていただきます。
- ※ 移動しながらのスマホやタブレットでのご相談はご遠慮ください。

申込締切：2月5日（木）

※応募の状況次第では、前倒しで締め切らせていただく場合がございます。

参加ご希望の方は、公益法人協会HPトップページ <https://www.kohokyo.or.jp>「新着情報」より  
参加申込書をダウンロード・ご記入の上、[yoyaku@kohokyo.or.jp](mailto:yoyaku@kohokyo.or.jp)宛メール添付でお申込みください。



たとえば、このようなご相談をお受けします！

## 公益法人 の 運営

- ・ 令和8年度事業計画書等と令和7年度事業報告等について。
- ・ 中期的収支均衡と公益充実資金について。
- ・ 変更認定申請・届出について。

## 公益認定 申請

- ・ 公益認定申請を検討しているが、作業の優先手順は？
- ・ 現在予定している事業の公益目的事業への該当性、定款や事業計画等との関係について。

## 公益目的 支出計画

- ・ 継続事業が計画通り実施できず困っている。変更認可申請は必要か？
- ・ 公益目的支出計画が完了見込みだが、どのような手続きが必要か？

## 公益信託 制度

- ・ 2026年4月から施行される新しい公益信託制度について、どのようなメリットがあるのか分かりやすく教えてほしい。

（お願い）

1. 相談会では、原則として、法制度や届出・申請等の手続きに関するご相談には弁護士等が、会計・税務に関するご相談には公認会計士もしくは税理士が対応いたします。ご相談内容はどちらかにしぼってください。
2. ご希望のお時間をお選びいただけますが、担当相談員の専門分野とのマッチングによりご希望と異なる時間帯となる場合もございます。
3. できるだけ多くの法人にご参加いただくという観点から、今年度内で連続してのご参加はご遠慮いただく場合がございます。

お問合せ：（公財）公益法人協会 相談会事務局（担当：松野）

TEL: 03-4500-9166

Email: [yoyaku@kohokyo.or.jp](mailto:yoyaku@kohokyo.or.jp)

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-27-15 イントランス本駒込ビル7階